

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 14 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530648

研究課題名（和文） 少子・高齢化社会における犯罪者処遇  
：刑事司法を専門とするソーシャルワーカーの可能性

研究課題名（英文） Treatment of offenders in the aged society with a declining birthrate:  
the role and responsibility of social workers in the criminal justice

研究代表者

浜井 浩一（HAMAI KOICHI）

龍谷大学・大学院法務研究科（法科大学院）・教授

研究者番号：60373106

研究成果の概要（和文）：本研究は、少子・高齢化によって、犯罪や犯罪者がどのように変化し、それに対応する犯罪者処遇がどうあるべきなのかについて司法と福祉の連携という視点から研究を進めてきた。分析の結果、検挙人員は少子・高齢化に比例して減少していることが明らかとなった。さらに、1995年以降、日本では30歳以降の犯罪の出現率の減少が止まり、高齢犯罪者が人口の高齢化率を超えて増加していることもわかった。そして、その原因としては雇用・就労を中心とする中高年の居場所の喪失がうかがわれた。そこで、司法と福祉の連携が進んでいるイタリアにおける犯罪者処遇の現状を調査した。その結果、イタリアにおいては、刑事司法に限らず、社会的弱者に対する支援が行政区分による縦割りではなく、地域を基盤として、横のネットワークを中心に運営されていること、その中核として、刑事司法を含む様々な機関にソーシャルワーカーが配置され連携を図っていることがわかった。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to study the effects of the socio-demographic changes in population in Japan, that is, the so called aged society with a declining birthrate, on crime and criminal justice system. The number of crimes in Japan has been declining in general due to the aging population with a declining birthrate. In addition, while normally the crime rates drop with aging, especially after 30 years of age, after the mid of 1990s, on the contrary, crime rates remains with aging after 30 years old in Japan. People have not desisted crimes after 30 years of age in Japan. In order to deal with the above situation, that is, to rehabilitate the increasing elderly offenders who lost the base of the life in the society, we have studied the Italian practices in the field by focusing on the role of social workers in the criminal justice system. As a result, we found that many social workers are hired by the Ministry of Justice. They coordinated various social resources in the community to help the offenders as well as their family members in the community. UEPE, social service organization in the Ministry of Justice, performs as a horizontally-based organization as opposed to a vertical, hierarchical structure of an organization and mediates among the courts, prisons, social services, and private organizations such as social farms which hire the offenders in and outside prisons.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000円	300,000円	1,300,000円
2011年度	1,000,000円	300,000円	1,300,000円
2012年度	1,100,000円	330,000円	1,430,000円
年度			
年度			
総計	3,100,000円	930,000円	4,030,000円

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：少子高齢化、犯罪者処遇、更生保護、ソーシャルワーカー、触法障がい者

## 1. 研究開始当初の背景

近時、日本の治安が悪化していると感じている市民は多い。2006年に内閣府が行った「治安に関する世論調査」によると国民の80%以上の回答者が、治安は悪化していると感じている。2012年の調査でも同様である。しかし、人口動態的に見た場合、日本は、極端な少子・高齢化社会に移行しつつある。これは、発達犯罪学的に見た場合、犯罪に対して活発な青少年層が減少し、犯罪をあまり起こさない高齢者層が増加するため、犯罪活動の総量を抑制する方向に働くことになる。現実には、2002年以降、若年層による財産犯を中心に検挙人員が減少傾向にある。その一方で、検挙人員を年齢層別に見ると、高齢者の検挙人員が、財産犯を中心に多くの罪種（殺人や暴力犯罪を含む）で増加傾向にある。これは、単に高齢者人口が増加したためだけではなく、人口比で見ても高齢者のみ顕著な増加傾向が認められる。『平成20年度版犯罪白書』が指摘しているように、高齢者犯罪増加の背景には、就労が困難であったり、単身世帯が多かったりすることから、経済的に困窮したり、社会的に孤立したりした結果、犯罪に手を染めている様子がうかがわれる。刑務所における高齢化は更に深刻である。高齢受刑者の増加は、刑務所における医療費の増大といった経費面だけでなく、心身の障害（認知症を含む）等によって個別的な対応が必要になる受刑者の増加につながり、刑務所の運営にとって大きな負担となりつつある。また、高齢受刑者の多くは、社会に受け皿がないため、仮釈放にもなりにくく、自立を前提とした現行の社会復帰制度そのものにもほころびが見えつつある。

このような刑務所の高齢化などに象徴される高齢犯罪者の増加は、我が国のセイフティネットが急速な高齢化という構造的変化に対して十分に対応しきれず、そこから漏れた人々が大量に発生し始めたということ、さらには刑事司法システムと福祉を中心とする社会保障システムの間には十分な連携がなく、高齢者などが一度犯罪をして警察に検挙されると、そこから先は刑事司法機関のみが対応するということなど縦割り行政の弊害という問題点のあることが指摘できる。現在の刑事司法システムでは、警察に検挙される犯罪者のほとんどは、検察官による起訴猶予や略式命令請求、裁判官による執行猶予など懲役刑を免れることができるが、その前提として真摯な謝罪に加えて、被害弁償・示談、身元引受人などが求められる。しかし、自立

困難で身寄りのない高齢者や障害者が万引きなどで検挙された場合には、こうした前提条件をクリアすることができないため、犯罪そのものは軽微であっても、一定程度累犯化すると懲役刑が言い渡されて刑務所で受刑生活を送ることになる。

さらに刑期を終了して刑務所を出所しても、彼らを待ち受ける社会での状況に変化はなく、短期間で再犯をして刑務所に戻るといった悪循環に陥りがちである。こうした問題に対して、研究代表者の浜井は、これまでに論文や著書で様々な分析や提言を行ってきた。2008年5月に開催された日本刑法学会においては、「高齢者犯罪」に関するワークショップを企画し、高齢者犯罪の背景に生活困窮だけでなく、社会的孤立があり、高齢者犯罪対策には、社会的な孤立を防止する仕組みが必要であることを議論した。また、浜井は、厚生労働科学研究（田島班）、「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」の分担研究者として、被疑者・被告人段階における自立困難な障害者・高齢者の処遇の在り方を更生保護の視点から調査するとともに、ヨーロッパでの取り組みについて研究に着手している。たとえば、イタリアでは、70歳以上の高齢者に対して立法によって刑務所での受刑制限を設ける試みが行われている。

今後、我が国においては、さらなる少子・高齢化が進み、新自由主義経済やグローバルゼーションの中で格差社会が更に進行することが予想されている。そして、こうした構造的な変化の中では、高齢者、障害者などの社会的弱者といわれる人々が、生活困窮や社会的孤立といった中で万引きなどの軽微な犯罪を起こすケースが増加することも予想される。こうした問題に対処するには、刑事司法制度の対策だけでは不十分であり、刑事司法と福祉を中心とする社会保障制度の連携による対策が不可欠である。本研究では、少子・高齢化が犯罪や犯罪者処遇に与える影響を統計的、実証的に検証するとともに、そうした社会構造上の変化に対応するために必要な対策の在り方、特に刑事司法機関と福祉機関との連携の在り方を司法専門のソーシャルワーカーの役割や養成の可能性も含めて検討する。

## 2. 研究の目的

本研究では、少子・高齢化を中心にいわゆる高齢化や格差の拡大などの社会の構造的な変化によって、犯罪や犯罪者がどのように変化し、それに対応する犯罪者処遇がどうあ

るべきなのにかつて司法と福祉の連携という視点から検討する。まず、人口動態や所得格差・失業率などの経済指標の変化と犯罪動向の変化の関係を分析しつつ、少子・高齢化などの社会構造の変化が犯罪動向にどのような影響を与えるのかを統計的に検討する。その上で、刑事司法、特に矯正・保護における高齢化対策の現状を分析しつつ、こうした変化に適切に対応するために必要な対策について検討を加える。具体的には、少子・高齢化が進行しつつある欧米諸国、特にノルウェーなどのスカンジナビア諸国及び精神医療や社会的包摂の分野で先進的取り組みをしているイタリアにおける刑事司法と社会福祉との連携について調査研究を行い、それらの結果に基づいて、我が国における司法と福祉の連携の在り方（必要とされる枠組み）について立法政策を含めて検討する。

犯罪者の更生で最も重要なことは、就労や福祉的支援を含む地域定着（居場所の確保）と継続的な支援の仕組みであり、各国において高齢者などの社会的弱者と言われる犯罪者の地域定着において重要な役割を果たしていると思われる福祉系の専門職の役割、特に司法におけるソーシャルワーカーの役割について詳しく調査研究を行う。さらに、スカンジナビア諸国については、犯罪者にやさしい福祉的な処遇を可能にしている国民世論がいかんして形成されているのかについても検討したい。

### 3. 研究の方法

本研究は、3年計画で、以下の3段階で実施する。

(1) 少子・高齢化（人口動態の変化）が我が国の犯罪動向や刑事司法にどのような影響を与えているのかについて、刑事司法統計だけでなく経済や福祉などの社会統計との関係の中で横断的・縦断的に分析する。また、その結果に基づいて、今後、少子・高齢化を中心とする社会構造の変化が刑事司法に与える影響について考察を行うとともに、現在の矯正・保護における高齢化対策とその効果について検討する。また、ヨーロッパについても、ノルウェーやイタリアを中心に、高齢化による犯罪動向や犯罪者処遇への影響、刑事司法と社会福祉との連携、刑事司法におけるソーシャルワーカーの活動（役割や権限）に焦点を当てた情報収集を行う。

(2) 上記(1)の研究に基づいて、構造的なインタビュー質問紙を作成し、実際にノルウェーやイタリアを訪問し、司法省などの政府担当者、司法福祉の研究者や犯罪者の更生支援を行っている民間の関係者に対してインタビュー調査を実施するとともに、高齢犯罪者の処遇、刑事手続の実情や福祉へのダイバーションの仕組みなどについて実地調査を行う。

(3) 上記(1)及び(2)の結果を踏まえて、我が国における少子・高齢化が犯罪動向、裁判や刑務所・保護観察などの刑事司法に与える影響、特に、高齢化が進むことによって必要となる対策について具体的に分析を行う。また、この観点から、立法政策を含めて制度の在り方や司法を専門とするソーシャルワーカーなど専門職員の養成など刑事司法と社会福祉の連携のあり方（システム）についても検討し、具体的な提言を行う。さらに、イタリアから関係者等を招いて、国際ワークショップを開催し、高齢化を中心に今後の刑事司法と福祉の連携の在り方について検討を行い、その成果を本にまとめて出版する。

研究組織については、研究代表者の浜井が、研究全体の企画・統括を行い、龍谷大学社会学部准教授の津島昌弘、追手門学院大学社会学部准教授の古川隆司が連携研究者としてこれを補佐する。さらに、ノルウェー・オスロ大学犯罪学研究所研究員リル・シェリダン博士、在イタリア国連犯罪司法研究所のアンジェラ・パトリニャーニ博士・ガリア・テルツイ研究員、ポーツマス大学主任講師（元イギリス内務省研究官）トム・エリス氏や龍谷大学矯正・保護総合センターの我藤諭嘱託研究員、南口芙美リサーチ・アシスタントが研究に参加した。

研究代表者		連携研究者	
龍谷大学	浜井浩一	龍谷大学	津島昌弘
		追手門学院大学	古川隆司
研究協力者		海外協力者	
龍谷大学	我藤諭	ポーツマス大学	トム・エリス
龍谷大学	南口芙美	オスロ大学	リル・シェリダン
		フィンランド国立司法研究所	タビオ・ラッピセハラ
		国連犯罪司法研究所	アンジェラ・パトリニャーニ
		国連犯罪司法研究所	ガリア・テルツイ

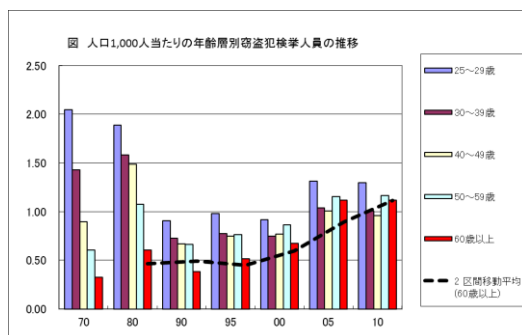
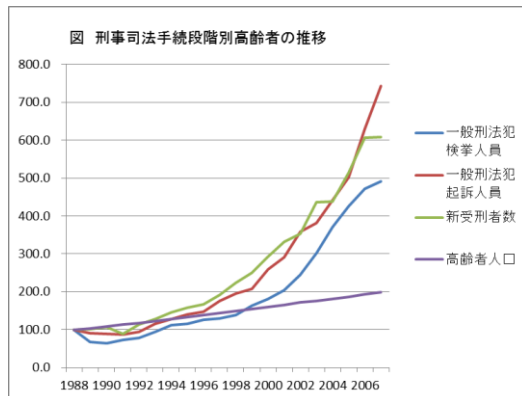
### 4. 研究成果

本研究は、少子・高齢化によって、犯罪や犯罪者がどのように変化し、それに対応する犯罪者処遇（更生）がどうあるべきなのにかつて司法と福祉の連携という視点から検討することを目的としている。

本研究では、まず、人口動態の変化が、犯罪や刑事司法に与える影響について分析した。その結果、少子化によって犯罪の主要な担い手である青少年人口が減少し、殺人を始めとする伝統的な犯罪や交通事故が減少しつつあること、その一方で、高齢者による万引きや自転車盗が増加し、刑務所内の高齢化が深刻な問題となっていることが明らかとなった。刑務所の高齢化は、従来の職業訓練などを中心とした自立支援型犯罪者処遇自体のパラダイム転換を必要としていることを意味している。

さらに、少子・高齢化が警察統計・刑事司法統計に与える影響、特に検挙人員や受刑者人員に与える影響について詳しく分析した

結果、1995年以降、日本では30歳以降の犯罪の出現率の減少が止まったことが分析によって明らかとなった。つまり、高齢犯罪者が人口の高齢化率を超えて増加しているということである。(下図参照)



犯罪学の分野ではよく知られた事実であるが、犯罪の出現率は年齢によって異なる。思春期から徐々に非行が始まり、青年期でピークを迎え、そして、就職、結婚を経て加齢とともに犯罪の出現率は減少していく。結果として、少子化は、犯罪の担い手である若年者の減少につながる。分析の結果、検挙人員は少子化に比例して減少していることが明らかとなったが、さらに、30歳以降の犯罪の出現率の減少が止まったことにより、高齢犯罪者が人口の高齢化率を超えて増加しているということが明らかとなったということである。

本来であれば犯罪が収束する30歳代以降の人口当たりの検挙人員(犯罪率)が上昇に転じたということは、日本において、結婚や就労を含め、30歳以降の犯罪化を抑止していた社会的条件に変化が生まれたこと、つまり、1995年以降の社会構造上の変化によってセイフティーネットが機能不全を起し、30歳以降に生活を破綻させるものが増加している可能性があることがわかった。

少子・高齢化が犯罪や犯罪者動向に与える影響については、犯罪社会学会の機関紙「犯罪社会学研究」に論文として発表するとともに、その他の研究成果と併せて『持続可能な刑事政策とは---地域と共生する犯罪者処

遇』(2012年・現代人文社)として刊行した。

上記のような問題点を踏まえて、本研究では、刑事司法と福祉の連携を柱とした新たな犯罪者処遇モデルを構築するため、福祉先進国であるノルウェーと精神医療や社会的包摂の分野で先進的取り組みをしているイタリアにおける高齢犯罪者の動向や犯罪者処遇の在り方に関する調査を行った。その結果、ノルウェーのように最低補償年金制度など、福祉やセイフティーネットそのものが充実し、「逃げない福祉」が徹底されていれば、高齢化が進行しても高齢者犯罪そのものが増加しないことがわかった。

また、イタリアは、憲法で刑罰の目的を更生と規定しているため、判決確定後に司法省内のソーシャル・サービス機関であるUEPEに所属するソーシャルワーカーが社会調査報告書を作成し、それに基づいて矯正処分監督裁判所が刑の執行(形態や内容)を検討することによって、高齢者には自宅拘禁などの代替刑が適用されやすく、実刑が回避されることがわかった。さらに、イタリアでは、受刑者だけでなく、薬物依存者や触法障害者などを専門に処遇・支援するソーシャル・サービス機関が地域ごとに設置され、司法、医療、心理学、教育、ソーシャル・サービスを統合した重層的な支援が本人や家族に対しても行われていることもわかった。

さらに、イタリアについて刑事司法と福祉との連携、その中でも刑事司法におけるソーシャルワーカーの役割に焦点を当てつつ犯罪者処遇の現状を調査した。その結果、イタリアにおいては、刑事司法に限らず、社会的弱者に対する支援が行政区分による縦割りではなく、地域を基盤として、横のネットワークを中心に運営されていること、その中核として、刑事司法を含む様々な機関にソーシャルワーカーが配置され連携を図っていることが分かった。そのネットワークには、社会協同組合など民間の受け皿も整備されていることも併せて確認できた。

ノルウェーやイタリアに関する研究の成果については、法曹向けの専門雑誌「季刊刑事弁護」に発表するとともに、平成24年10月28日に行われた犯罪社会学会の年次大会において、テーマセッション「被疑者・被告人となった触法高齢・障がい者への支援と処遇(司法と福祉の連携)」を企画し、連携研究者らとともにイタリアでの取り組みなどについて報告した。さらに、少子・高齢化が刑事司法にもたらした影響を分析しつつ、その対策のあり方を検討するための一例としてイタリアにおける犯罪者処遇の取り組み、特にソーシャルワーカーや民間の役割について焦点を当てた研究成果を報告するため『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦-隔離から地域での自立支援へ』(2013年・

現代人文社)を刊行した。最後に、研究成果の総まとめとして、イタリアで受刑者を雇用してビジネスとしても成功している社会協同組合「パウザ・カフェ」からアンドレア・ベルトラ氏らを招いて研究代表者である浜井の報告を含め「罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦」というタイトルで国際シンポジウムを開催した。

さらに、当初の研究計画に加えて、日本弁護士連合会の協力を得て触法高齢・障害者の更生に対する弁護士の意識調査を実施した。その結果、多くの弁護士が被疑者・被告人の知的障害の兆候を見落としている可能性のあること、知的障害に関する弁護士研修が必要であること、触法高齢・障害者の国選弁護活動においては、その報酬において特別加算が必要であることなどが明らかとなった。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

- ① 浜井浩一、発達障害のある被告人に対する大阪地裁判決を巡って、季刊刑事弁護、査読無、74号、2013、167-173
- ② 浜井浩一、日本の刑務所はなぜ社会的弱者でいっぱいなのか、ホームレスと社会、査読無、6号、2012、15-20
- ③ 浜井浩一、触法高齢・障がい者の支援における刑事司法の問題点と社会福祉の役割、社会福祉研究、査読無、114号、2012、2-11
- ④ 古川隆司、高齢犯罪者等の社会復帰支援の方法、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読無、2号、2012、88-96
- ⑤ 古川隆司、更生保護施設における福祉の連携、ホームレスと社会、査読無、6号、2012、26-31
- ⑥ 我藤諭、刑事司法統計にみる社会的支援が必要な者たち、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読無、2号、2012、97-119
- ⑦ 浜井浩一、高齢者の犯罪、月間福祉、査読無、94巻3号、2011、44-45
- ⑧ 浜井浩一、触法障害者の支援-「司法と福祉の連携」を考える、ノーマライゼーション、査読無、31巻4号、2011、8-13
- ⑨ 浜井浩一、地域や民間を基盤とするイタ

リアの犯罪者処遇、季刊刑事弁護、査読無、68号、2011、134-139

- ⑩ 浜井浩一、少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方、犯罪社会学研究、査読無、36号、2011、76-105
- ⑪ 浜井浩一、少子・高齢化社会における犯罪・非行対策-はじめに、犯罪社会学研究、査読無、36号、2011、4-10
- ⑫ 浜井浩一、ノルウェーから見えてくる日本の高齢者犯罪増加の原因、季刊刑事弁護、査読無、63号、2010、177-183
- ⑬ 津島昌寛、貧困と犯罪に関する考察：両者の間に因果関係はあるのか？ 犯罪社会学研究、査読無、35号、2010、8-20

[学会発表] (計 4 件)

- ① 浜井浩一、ノルウェー・イタリアから見えてくる日本における触法高齢・障がい者の現状と課題、犯罪社会学会、2012.10.28、一橋大学
- ② 古川隆司、更生保護施設における福祉の連携 犯罪社会学会、2012.10.28、一橋大学
- ③ 我藤諭、触法高齢・障がい者に対する弁護活動の実態と弁護士の意識、犯罪社会学会、2012.10.28、一橋大学
- ④ Koichi Hamai, Beyond punishment: collaboration between criminal justice policy and social welfare policy, International Society for Criminology, 2011.8.9, 神戸国際会館

[図書] (計 2 件)

- ② 浜井浩一、現代人文社、罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦-隔離から地域での自立支援へ、2013、169
- ① 犯罪社会学会編(浜井浩一責任編集)、現代人文社、持続可能な刑事政策とは-地域とは共生する犯罪者処遇、2012、183

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

浜井 浩一 (HAMAI KOICHI)  
龍谷大学 大学院法務研究科 教授  
研究者番号：60373106

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

古川 隆司 (FURUKAWA TAKASHI)

追手門学院大学 社会学部 准教授

研究者番号：60387925

津島 昌寛 (TSUSHIMA MASAHIRO)

龍谷大学 社会学部 准教授

研究者番号：60330023